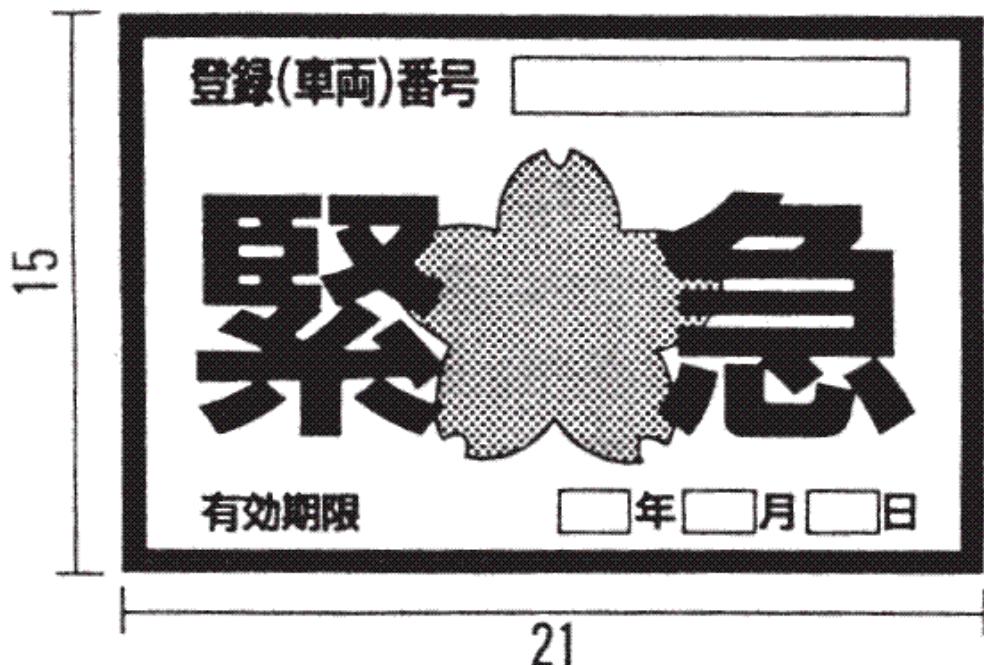


第5 その他の資料

第5 その他の資料

1 緊急通行車両の標章

災害対策基本法施行令第33条第2項に基づき「緊急通行車両の標章」の標章は次のように定められている。



- (1) 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- (2) 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- (3) 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

2 タンク火災時における消火用資機材の緊急輸送に関する協定書

(1) タンク火災時における消火用資機材の緊急輸送に関する協定書

本協定は、中京地区広域共同防災協議会（以下「甲」という。）に加盟している別紙1に定める事業所（以下「構成事業所」という。）の特定のタンクにおいて火災が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合等（以下「火災発生時等」という。）において、甲が社団法人三重県トラック協会（以下「乙」という。）及び三重県（以下「丙」という。）の協力を得、タンク火災消火用資機材（以下「大容量泡放射システム等」という。）の緊急輸送業務を適正かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(業務の範囲)

第1条 甲が乙に対し要請する業務の範囲は、別紙1に定める中京地区広域共同防災センター（以下「防災センター」という。）から構成事業所間の火災発生時等における大容量泡放射システム等の運搬に必要な車両の確保および同システムの緊急輸送（以下「緊急輸送業務」という）とする。

(要請)

第2条 甲が乙の会員事業者による緊急輸送業務の実施を必要とするときは、甲は丙へ連絡し、丙より乙に要請するものとする。

2 前項の場合、甲は、次に掲げる事項を明示して、文書にて丙に連絡するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする車両数、車種、人員
- (3) 積み込み場所（防災センター）及び積み降ろし場所（構成事業所）
- (4) 輸送品目（品名及び数量）
- (5) その他参考となる事項

(緊急輸送業務の実施)

第3条 乙は、丙から前条の要請を受けた場合には、業務の重要性、緊急性を充分に配慮し、緊急輸送業務を実施するものとする。

(緊急輸送業務の補助)

第4条 甲は、乙の会員事業者が防災センターから大容量泡放射システムを輸送するにあたり、必要な補助を行うものとする。

- (1) 輸送経路の詳細に関する情報の提供
- (2) 災害、渋滞等の緊急輸送業務の実施に必要な情報の提供
- (3) 公的機関への先導依頼
- (4) 車両への垂れ幕貼付等の輸送目的の明確化処置

(報告)

第5条 乙は、乙の会員事業者が緊急輸送業務に従事しているとき及び業務を終了した場合には、速やかに、甲に対し次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 運送に従事した事業社名、車両数、車種及び人員
- (2) 輸送期間（日時）、輸送区間及び走行距離
- (3) 輸送品目（品名及び数量）
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 乙の緊急輸送業務の実施にあたり要した運賃・料金及び実費負担額（有料道路通行料、駐車場使用料金等）は、甲が負担する。なお、運賃・料金の算出方法については、乙の会員事業者の届出運賃・料金を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

(事故等)

第7条 乙が緊急輸送業務の実施にあたり使用していた事業用車両の故障その他の事由により大容量泡放射システム等の運送が中断したときは、乙は速やかに当該事業用車両を交換してその運送を継続しなければならない。
2 乙は、その事業用車両の運行に際し、事故等が生じた場合には、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(補償)

第8条 緊急輸送業務の従事者が、自己の責に帰ることが出来ない事由により死亡、負傷、疾病又は廃疾となつたときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和37年10月13日三重県条例第46号)の規定に準じ、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から補償を受けたときには、同一事故について、これらの額の限度において甲は補償の責を免れる。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間終了の日の1ヶ月前までに、甲、乙、丙のいずれかが協定終了の意思を表示しないときには、さらに1年間本協定を継続するものとし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

附 則

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名捺印の上、各自その1通を保有するもとする。

平成20年11月28日

三重県四日市市塩浜町1番地

甲：中京地区広域共同防災協議会

会長 油井 潤

三重県津市桜橋3丁目53番地の11

乙：社団法人三重県トラック協会

会長 上村 廣和

三重県津市広明町13番地

丙：三重県

知事 野呂 昭彦

(2) 覚書

中京地区広域共同防災協議会（以下「甲」という）及び社団法人三重県トラック協会（以下「乙」という）並びに三重県（以下「丙」という）が平成20年11月28日に締結した、タンク火災時における消防用資機材の緊急輸送に関する協定の一部について、次のとおり覚書を交換する。

記

1. 甲の住所を次のとおり変更する

三重県四日市市楠町小倉字東浜田1888番地1

2. 乙の住所を次のとおり変更する

三重県津市栄町1丁目941

3. 乙の名称を次のとおり変更する
一般社団法人三重県トラック協会

4. 別紙1を次ページのとおり変更する

5. その他の事項については、原協定書のとおりとする

以上

令和5年4月17日

三重県四日市市楠町小倉字東浜田 1888 番地 1
甲： 中京地区広域共同防災協議会
会長 中島 元

三重県津市栄町1丁目 941
乙： 一般社団法人三重県トラック協会
会長 小林 俊二

三重県津市広明町13番地
丙： 三重県
知事 一見 勝之

別紙1

防災センター（積み込み場所）	
名称	住所
中京地区広域共同防災センター	四日市市楠町小倉字東浜田 1888 番地 1

構成事業所（積み降ろし場所）	
名称	住所
出光興産株式会社愛知事業所	愛知県知多市南浜町 11 番地
コスモ石油株式会社	四日市製油所 三重県四日市市大協町 1-1 塩浜油槽所 三重県四日市市塩浜町 1 番地
昭和四日市石油株式会社四日市製油所	三重県四日市市塩浜町 1 番地
株式会社 J E R A 渥美火力発電所	愛知県田原市小中山町久工森 1-2
東ソー株式会社四日市事業所	三重県四日市市霞 1-8
中川物産株式会社名古屋第二油槽所	愛知県名古屋市港区空見町 1-6

3 シーバース協定（昭和四日市石油株式会社）

協定書

三重県知事 田川亮三、四日市市長 加藤寛嗣、鈴鹿市長 野村伸三郎及び楠町長 服部久男（以下「甲」という。）と昭和四日市石油株式会社取締役社長 早山 弘（以下「乙」という。）との間においてシーバース等の管理運営、安全防災対策等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、四日市港湾区域内に乙が設置しているシーバース及びこれに付随する諸施設（シーバースに接標している船舶又は離着標しようとしている船舶を含む。以下「シーバース等」という。）の管理運営及び安全防災対策並びに万一の事故（天災等に基づく場合を除く。以下同じ。）が発生した場合における応急対策等について必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 乙は、シーバース等の管理運営及び安全防災対策等については、関係法令を遵守するとともに、乙が甲に提出したシーバース等防災対策基本要綱（以下「要綱」という。）の規定を忠実に実行しなければならない。

（作成方針）

第3条 前条に規定する要綱は、次に掲げる事項について特に留意するとともに、住民に被害を与えないよう十分な対策がもりこまれたものでなければならない。

（1）災害の予防に関すること

- ア シーバース施設の整備及び点検について
- イ 原油船の安全確認について
- ウ 荷役作業の安全確認について
- エ 監視、警戒体制の整備について
- オ バラスト作業の制限について
- カ 防災資機材の備蓄、整備及び点検について
- キ 防災上必要な教育訓練について

（2）災害応急対策に関すること

- ア 災害時の通報連絡について
- イ 共同防災組織、漁協への応援要請について
- ウ 防除資機材の緊急配備について
- エ 海上及び沿岸に対する防除要員の派遣について

（要綱の修正等）

第4条 乙は、毎年度当初において要綱の内容を検討し、必要な修正を加えたものを甲に提出しなければならない。

（損害賠償等）

第5条 乙は、シーバース等において油流出等の事故により住民に被害を与えた場合には、損害の賠償その他諸問題について誠意をもって解決に当たるものとする。

2 乙は、シーバース等から油流出等の事故が発生し、住民（関係団体を含む。）が防除作業等に従事したときは、これに要した費用を弁償するものとする。

（疑義の決定）

第6条 この協定書に定めのないもの又はこの協定に関して疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書5通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和54年2月22日

三重県知事 田川亮三

四日市市長 加藤寛嗣

甲

鈴鹿市長 野村仲三郎

楠町長 服部久男

乙 昭和四日市石油株式会社

取締役社長 早山 弘

協定書

三重県漁業協同組合連合会長 宮原九一（以下「甲」という。）と昭和四日市石油株式会社取締役社長 早山 弘（以下「乙」という。）は三重県知事 田川亮三を立会人としてシーバース等に係る安全対策及び事故等における対策について、乙が昭和54年2月22日三重県知事 田川亮三、四日市市長 加藤寛嗣、鈴鹿市長 野村仲三郎及び楠町長 服部久男と締結した協定書の趣旨に従って、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、四日市港湾区域内に乙が設置しているシーバース及びこれに付随する諸施設（シーバースに接標している船舶又は離着標しようとしている船舶を含む。以下「シーバース等」という。）の管理運営及び安全防災対策並びに万一の事故（天災等に基づく場合を除く。以下同じ。）が発生した場合における漁業補償等について必要な事項を定めるものとする。

（安全対策の基本方針）

第2条 乙は、シーバース等の安全対策については、関係法令を遵守するとともに、関係行政機関と締結した協定書第2条に規定する、シーバース等防災対策基本要綱に定められている事項を厳守しなければならない。

（応援協力等）

第3条 乙は、シーバース等において油流出等の事故が発生し、防除活動上必要があるときは、甲及び関係漁業協同組合に対して、応援協力を求めることができるものとする。

（損害賠償等）

第4条 乙は、シーバース等において油流出等の事故により、甲の会員（所属員を含む。以下同じ。）に被害を与えた場合には、損害の賠償その他諸問題について誠意をもって解決に当たるものとし、甲乙双方は、交渉に当っては誠意をもって行うものとする。

2 乙は、シーバース等から油流出等の事故が発生し、甲の会員が防除作業等に従事したときは、これに要した費用を弁償するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのないもの又はこの協定に関し疑義が生じた場合については、甲乙及び立会人が誠意をもつて解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙及び立会人が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和54年2月22日

甲 三重県漁業協同組合連合会長
宮原 九一

乙 昭和四日市石油株式会社
取締役社長 早山 弘

立会人 三重県知事 田川亮三

4 シーバース協定（コスモ石油株式会社）

協定書

三重県知事 田川亮三、四日市市長 加藤寛嗣、鈴鹿市長 野村伸三郎及び楠町長 服部久男（以下「甲」という。）と大協石油株式会社取締役社長 中山 善郎（以下「乙」という。）との間においてシーバース等の管理運営、安全防災対策等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、四日市港湾区域内に乙が設置しているシーバース及びこれに付随する諸施設（シーバースに接標している船舶又は離着標しようとしている船舶を含む。以下「シーバース等」という。）の管理運営及び安全防災対策並びに万一の事故（天災等に基づく場合を除く。以下同じ。）が発生した場合における応急対策等について必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 乙は、シーバース等の管理運営及び安全防災対策等については、関係法令を遵守するとともに、乙が甲に提出したシーバース等防災対策基本要綱（以下「要綱」という。）の規定を忠実に実行しなければならない。

（作成方針）

第3条 前条に規定する要綱は、次に掲げる事項について特に留意するとともに、住民に被害を与えないよう十分な対策がもりこまれたものでなければならない。

（1）災害の予防に関すること

- ア シーバース施設の整備及び点検について
- イ 原油船の安全確認について
- ウ 荷役作業の安全確認について
- エ 監視、警戒体制の整備について
- オ バラスト作業の制限について
- カ 防災資機材の備蓄、整備及び点検について
- キ 防災上必要な教育訓練について

（2）災害応急対策に関すること

- ア 災害時の通報連絡について
- イ 共同防災組織、漁協への応援要請について
- ウ 防除資機材の緊急配備について
- エ 海上及び沿岸に対する防除要員の派遣について

（要綱の修正等）

第4条 乙は、毎年度当初において要綱の内容を検討し、必要な修正を加えたものを甲に提出しなければならない。

（損害賠償等）

第5条 乙は、シーバース等において油流出等の事故により住民に被害を与えた場合には、損害の賠償その他諸問題について誠意をもって解決に当たるものとする。

2 乙は、シーバース等から油流出等の事故が発生し、住民（関係団体を含む。）が防除作業等に従事したときは、これに要した費用を弁償するものとする。

（疑義の決定）

第6条 この協定書に定めのないもの又はこの協定に関して疑義が生じた場合については、甲乙協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書5通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和54年3月29日

三重県知事 田川亮三

四日市市長 加藤寛嗣

甲

鈴鹿市長 野村仲三郎

楠町長 服部久男

乙 大協石油株式会社

取締役社長 中山 善郎

協定書

三重県漁業協同組合連合会長 宮原九一（以下「甲」という。）と大協石油株式会社取締役社長 中山 善郎（以下「乙」という。）は三重県知事 田川亮三を立会人としてシーバース等に係る安全対策及び事故等における対策について、乙が昭和54年3月29日三重県知事 田川亮三、四日市市長 加藤寛嗣、鈴鹿市長 野村仲三郎及び楠町長 服部久男と締結した協定書の趣旨に従って、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、四日市港湾区域内に乙が設置しているシーバース及びこれに付随する諸施設（シーバースに接標している船舶又は離着標しようとしている船舶を含む。以下「シーバース等」という。）の管理運営及び安全防災対策並びに万一の事故（天災等に基づく場合を除く。以下同じ。）が発生した場合における漁業補償等について必要な事項を定めるものとする。

（安全対策の基本方針）

第2条 乙は、シーバース等の安全対策については、関係法令を遵守するとともに、関係行政機関と締結した協定書第2条に規定する、シーバース等防災対策基本要綱に定められている事項を厳守しなければならない。

（応援協力等）

第3条 乙は、シーバース等において油流出等の事故が発生し、防除活動上必要があるときは、甲及び関係漁業協同組合に対して、応援協力を求めることができるものとする。

（損害賠償等）

第4条 乙は、シーバース等において油流出等の事故により、甲の会員（所属員を含む。以下同じ。）に被害を与えた場合には、損害の賠償その他諸問題について誠意をもって解決に当たるものとし、甲乙双方は、交渉に当っては誠意をもって行うものとする。

2 乙は、シーバース等から油流出等の事故が発生し、甲の会員が防除作業等に従事したときは、これに要した費用を弁償するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのないもの又はこの協定に関し疑義が生じた場合については、甲乙及び立会人が誠意をもつて解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙及び立会人が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

昭和54年3月29日

甲 三重県漁業協同組合連合会長
宮原 九一

乙 大協石油株式会社
取締役社長 中山 善郎

立会人 三重県知事 田川亮三